

「ダミーシート（16面）仕様書」

独立行政法人国立印刷局

1 件名

ダミーシート (16面)

2 契約数量及び納入場所等

(1) 契約数量

〇〇〇枚

(2) 納入場所

東京都北区王子 1-6-1

独立行政法人国立印刷局王子工場 生産管理課

3 納入等

(1) 初回納入

〇年〇月〇日 (〇)

(2) 分納等

別添「納入予定表」のとおり。

4 納入期限

〇年〇月〇日 (〇)

5 仕様等

項目	規格等
寸法	600×400±1.0mm 直角度 90度
厚み	0.37mm～0.40mm (0.385±0.015mm)
シートの材質	コアシートの最表面はポリカーボネートとし、センターシートの材質はポリカーボネート等とする。 蛍光増白剤は使用しないこと。
表面状態	マット処理を施すこと。 シート単体で反り、波打ち等がなく、重ねて積載した際に隙間がなく、積載状態が安定していること。
シートの外観	白色とする。 キズ、汚れ、凹み等がないこと。

また、ダミーシートの作製に当たっては、特に、次に掲げる物質の含有に関して欧州連合(EU)特定有害物質使用制限(RoHS2)指令に従うこと。

イ 鉛及びその化合物

ロ 水銀及びその化合物

ハ カドミウム及びその化合物

ニ 六価クロム及びその化合物

ホ ポリ臭化ビフェニール (PBB) 及びその化合物

ヘ ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 及びその化合物

ト フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) 及びその化合物

チ フタル酸ブチルベンジル (BBP) 及びその化合物

リ フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) 及びその化合物

ヌ フタル酸ジイソブチル (DIBP) 及びその化合物

6 納入形態等

(1) 納入形態

ダミーシートを 100 枚/1 封包とし、段ボール等で梱包する。

(2) 製品名の表記

社名、品名、数量、製造年月日等を表示する。

7 特記事項

(1) 納入・引渡し実施場所は、別紙 1 のとおり。

(2) 印刷局王子工場への出入り等については、王子工場構内管理実施細則及び外部業者の構内事項（別紙 2）を遵守し、印刷局王子工場の環境マネジメントシステムで定めた環境目標について、印刷局担当者の指示に従うものとする。

イ 工場内での I T 機器及び携帯電話の使用禁止

ロ 工場内での写真撮影・動画撮影の禁止

ハ 工場での運転速度は 15km/h 以下

ニ 停車時はアイドリングストップ

ホ 持ち込んで発生したゴミは持ち帰り処分

(3) 納品日については、事前に担当者の了解を得ること

(4) 工場内への納入時間は、原則として 9 時～11 時、13 時～15 時の間とする

(5) 納品時に当局受入検査職員による受入検査を行い、承認を得ること。

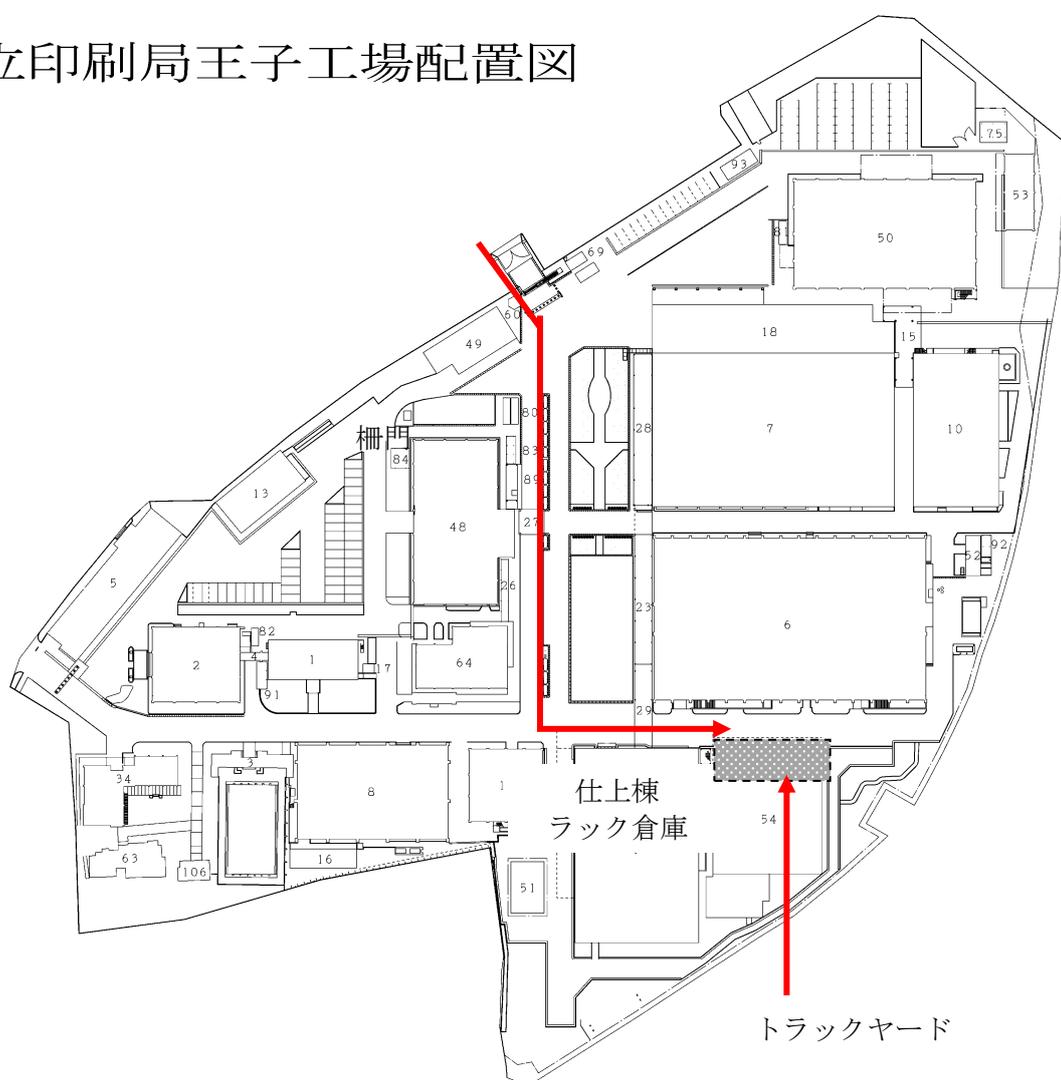
検査内容については外観検査等を行うこととする。

(6) 本仕様書に定めない事項等については、王子工場生産管理課と協議し、解決を図ること。

引き渡し実施場所

柵門より王子工場に入場し、仕上棟ラック倉庫前トラックヤードにて引渡しを行う。(網掛部)

国立印刷局王子工場配置図



国立印刷局王子工場
構内管理者

外部業者の構内遵守事項

<<納品業務等請負業者>>

- 1 入門時は、身分証明書を提示し、受付警備員の指示により入門手続きを行うこと。
- 2 構内では、入場手続き時に貸与される構内作業許可章（腕章）又は構内出入許可証（胸章）は常時着用していること。
- 3 契約仕様書で指定した場所以外に立ち入らないこと。
- 4 セキュリティカードは、監督職員が同行した上で管理課より貸借すること。
- 5 作業場には、私物の持ち込みは禁止とする。私物の保管場所は、倉庫棟1階業者控室（以下「業者控室」という。）とする。
- 6 業務以外での自動車（二輪車含む。）来場は禁止とする。業務の場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 標識・制限速度(15km 以下)等は遵守し、歩行者の通行を妨げないこと。
 - (2) 平日の構内出入場所は柵門とし、休・祝日は正門とする。
 - (3) 構内で駐車する場所は、受付警備員の指示に従うこと。また、業務上、指定駐車場以外に駐車する場合は、監督職員の許可を得ること。
- 7 構内での飲食（業者控室又は食堂）及び喫煙場所（食堂2階東側玄関フロア）は指定場所以外は禁止とする。
- 8 工場物品を搬出する場合は、監督職員に連絡し必要書類を提出すること。
- 9 構内での写真・動画等の撮影は、禁止とする。なお、ノートパソコン、スマートフォン、タブレット端末、携帯電話などの小型軽量で持ち運ぶことができる情報端末装置等の使用は業者控室の室内のみとする。
- 10 その他、不明な点が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。また、業者責任者は、作業者に以上の内容を周知し徹底させること。

以上